



北進小中学校いじめ防止基本方針全体計画

子どものよさを伸ばす学校、安心・安全な学校、信頼される学校

R7. 4改訂

学校の教育目標 **21世紀を、自分のよさを発揮し、広く豊かに生きる子どもの育成**

国、道、市の法令及び施策

- 国・日本国憲法・教育基本法
 - ・学校教育法・学習指導要領
 - ・いじめ防止対策推進法
- 道・自立と共生
 - ・豊かな人間性の育成
- 市・自己有用感を育てる教育推進
 - ◆各いじめ防止基本方針

めざす子ども像

たしかに学ぶ子(知)

かかわりをもてる子(情)

たくましく生きる子(意・体)

教育課題

- 主体的・対話的で深い学びの実現
- 社会に開かれた教育課程の実現
- カリキュラムマネジメントの実践
- 地域社会との協働
- 特別支援教育の充実
- 教員の働き方改革
- 道徳教育の充実

①未然防止

いじめを生まない
土壌づくり

- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 体験活動の充実
- 人権教育の充実
- 情報モラルの指導
- 保護者との情報共有
- 地域との連携
- 児童生徒による主体的な活動
- 関係機関との連携
- 不断の教職員研修
- SC、SSWの活用

教職員の基本認識

- ①いじめは人間として絶対に許されない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ③自他の存在を等しく認め、いじめを生まない学校風土を作る。
- ④ストレスに適切に対処できる力を学校の教育活動全体で育む。
- ⑤加害・被害の二種関係以外に観衆、傍観者の存在を注視する。
- ⑥いじめの解消については、一定期間の経過観察を必要とする。
- ⑦保護者、地域、関係機関との連携・協働のもと、取組を進める。

③早期対応

問題を軽視せず、迅速かつ組織的な対応を

- いじめ対策委員会の招集
- 正確な事実把握
- 指導体制、方針の決定
- 子どもへの指導・支援
- 保護者との連携・支援
- 教育委員会への報告
- 継続的指導、経過観察
- ネットパトロールの実施
- SC、SSWの活用
- 養護教諭の活用

②早期発見 子どもの変化を敏感に察知

- 全教職員による日々の観察
- いじめアンケートの実施
- 相談窓口の周知
- いじめの発見のためのチェックポイントの活用
- 教育相談の実施
- 連絡帳の活用
- 地域からの情報収集

組織的な対応

いじめ対策委員会

【構成員】

- 校長、教頭、生徒指導主事
- 教務主任、小中学部長、当該学級担任、養護教諭
- スクールカウンセラー ほか

【役割】

- 未然防止の取組
 - ・環境、体制作り
- 早期発見及び事案対処
 - ・いじめの相談、通報の窓口
 - ・情報収集、記録、共有
 - ・緊急会議の招集、開催
 - ・指導体制、方針の決定
 - ・保護者との連携
- 取組の実施及び検証
 - ・いじめ基本方針の検証改善
 - ・教員研修の企画

計画的な指導

教育課程への位置付け

- 教育活動のねらいとする内容
 - ・自他を尊重する教育
 - ・自己肯定感を高める指導
 - ・特別の教科道徳の充実
 - ・命を大切に教育
 - ・協働、協力の喜びを感じる体験
 - ・地域及び外部人材の活用
 - ・教育相談、個別の指導計画作成
 - ・各教科等領域のつながり
 - ・教員研修
- ☆小中一貫教育の推進
- 年度を通して、継続する取組
 - ・連絡帳を通じた情報共有
 - ・日常的な観察、声かけ
 - ・教職員間の情報共有
 - ・個に応じた指導、支援
- 検証
 - ・いじめアンケート
 - ・学校評価

関係機関との連携

相談窓口の周知

【千歳市内の相談機関】

- 千歳市教育委員会青少年課
- 0123-24-0859
- 千歳市教育相談電話
- 0123-27-4707

【北海道内の相談機関】

- 中央児童相談所
 - 011-631-0301
 - 北海道子ども相談支援センター
 - 0120-3882-56
 - 北海道立特別支援教育センター
 - 011-612-5030
 - 石狩教育局教育相談電話
 - 011-221-5297
 - 少年相談 110 番
 - 0120-677-110 など
- ※特に千歳市の機関については顔の見える関係構築に努める。

子どものよさを伸ばし、安心・安全で、地域・保護者から信頼される学校